

宗教上の理由による輸血拒否に対する当院の対応について

岡波総合病院では、宗教上の理由による輸血拒否に対し、「相対的無輸血（※1）」の方針に基づき、以下のごとく対応いたします。ご理解のほどお願い申し上げます。

基本方針

1. 当院では、患者さんが、宗教上の理由などにより輸血拒否の意思を表明される場合、その意思を尊重して無輸血治療のために最善の努力をつくします。しかし、治療に携わる医師が、輸血を行う以外に救命の方法がないと判断した場合には輸血を実施いたします。その際、輸血同意書が得られない場合でも輸血を実施いたします。
2. 患者、家族から提示される「免責証書」等、「絶対的無輸血治療（※2）」に同意する文書の受理、署名はいたしません。
3. 全ての手術や出血する可能性のある治療には輸血を必要とする可能性があります。輸血拒否により手術・治療の同意書が得られない場合であっても、救命のための緊急手術・治療が必要な場合は手術・治療を実施いたします。
4. 救急搬送等の緊急時において、輸血以外に救命手段がないと判断される場合は、救命を最優先として患者、家族の同意がなくても輸血を行います。
5. 以上の方針は、患者さんの意識の有無、成年・未成年の別にかかわらず適用します。
6. 自己決定が可能な患者、保護者又は代理人に対しては、当院の方針を十分に説明し理解を得る努力をいたしますが、どうしても同意が得られず、治療に時間的余裕がある場合は、他院での治療をお勧めします。

※1【相対的無輸血】

患者の意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方。

※2【絶対的無輸血】

患者の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。